

## 港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 国際コンテナ戦略港湾において、ハブ機能の強化に向けたインフラ整備や港湾運営主体の強化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を集中することにより、国際競争力の強化を図ること。
3. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
  - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を軽減するため、耐震化、耐震診断等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
  - (2) 津波などの波浪の観測体制を強化すること。
4. 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、延命化・長寿命化に資する維持管理・更新に対する財政措置の充実を図ること。
5. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
6. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤や養浜の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
7. 漂着・漂流ごみ対策
  - (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、財政措置を拡充するとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
  - (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対

策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

## 8. 東日本大震災関係

(1) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

(2) 災害復旧事業については、その工期にかかわらず、必要な延長を行い、十分な財源を確保すること。

また、海岸堤防の復旧整備に当たっては、津波の外力条件や設計基準を地域の実情に沿って見直すこと。

(3) 地域の再活性化を図るため、海浜公園やサイクルロード等の整備等、海浜エリアの環境整備に係る制度を創設すること。

(4) 大水深岸壁の整備と岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。